

議案第 号

公の施設（宝塚市立売布北グラウンド）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立売布北グラウンド
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市小浜1丁目1番11号  
公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社  
代表理事 田名網 陽 子
- 3 指定の期間 令和6年（2024年）4月1日から  
令和11年（2029年）3月31日まで

議案第 号から第 号まで

公の施設の指定管理者の指定について  
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

令和5年(2023年)7月18日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市立スポーツ施設指定管理者選定委員会  
委員長 永田 隆子

宝塚市立スポーツセンター及び末広体育館並びに高司グラウンド、売布北グラウンド  
及び花屋敷グラウンドの指定管理者の候補者選定について(答申)

令和5年(2023年)5月19日付け宝塚市教育委員会諮問第3号で諮問のあり  
ました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり  
答申します。

## 記

### 1 選定内容

#### (1) 選定の目的

宝塚市立スポーツセンター及び末広体育館並びに高司グラウンド、売布北グラ  
ウンド及び花屋敷グラウンドの指定管理者の候補者選定について、令和6年(2  
024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの期間におけ  
る当該施設の指定管理者を、宝塚市立スポーツ施設指定管理者選定委員会(以下  
「選定委員会」という)において決定された募集要項等及び選定基準に基づき適  
当な候補者の選定を行うものです。

#### (2) 選定する施設

- ア 宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館
- イ 宝塚市立高司グラウンド
- ウ 宝塚市立売布北グラウンド
- エ 宝塚市立花屋敷グラウンド

#### (3) 申請の状況

各施設の申請者(申請受付順)

- ア 宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館(非公募による申請を受付)  
公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社

イ 宝塚市立高司グラウンド（公募による申請を受付）

（ア） 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社

（イ）

ウ 宝塚市立売布北グラウンド（公募による申請を受付）

（ア） 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社

（イ）

（ウ）

エ 宝塚市立花屋敷グラウンド（公募による申請を受付）

（ア）

（イ） 国際ライフパートナー株式会社

## 2 審議内容

### （1）選定委員会委員

委員長 永田隆子（武庫川女子大学名誉教授）

委員 谷めぐみ（摂南大学講師）

委員 大門吉俊（公認会計士）

委員 野中和美（スポーツクラブ21たからづか連絡協議会会長）

委員 高原渉（市民公募委員）

### （2）選定経緯

ア 第1回選定委員会 令和5年（2023年）5月19日

（募集要項、業務仕様書、選定基準の決定）

イ 申請期間 令和5年（2023年）6月1日から6月30日まで

ウ 第2回選定委員会 令和5年（2023年）7月14日

（書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、指定管理者候補者の決定）

### （3）審査方法

採点項目（17項目）と配点（120点満点）を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、非公募の施設におきましては、委員5人の評価点を合計して600点満点とし、360点（60%）を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

公募の施設におきましては、委員ごとの評価点合計の1位の判定が最も多い団体等に決定することとし、また、委員5人の評価点を合計して600点満点

とし、360点（60％）を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

### 3 選定結果

#### (1) 選定結果（選定順）

##### ア 宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館

公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社の総評価点が600点満点中462点（77.0％）で、必要最低点数360点（60％）を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館の指定管理者として選定することが適当であると決定しました。

住 所	宝塚市小浜1丁目1番11
名 称	公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社
代表者	理事長 田名網 陽 子

##### イ 宝塚市立花屋敷グラウンド

委員ごとの評価点合計において1位の判定をした委員の数については、国際ライフパートナー株式会社が5人中4人でした。

また、国際ライフパートナー株式会社の総評価点は600点満点中478点（79.7％）で、必要最低点数360点（60％）を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を宝塚市立花屋敷グラウンドの指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所	神戸市中央区海岸通6番地
名 称	国際ライフパートナー株式会社
代表者	代表取締役 荒 谷 明 彦

##### ウ 宝塚市立売布北グラウンド

委員ごとの評価点合計において1位の判定をした委員の数については、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社は4人中4人でした。

また、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社の総評価点は480点満点中363点（75.6％）で、必要最低点数288点（60％）を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請

者を宝塚市立売布北グラウンドの指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所 宝塚市小浜1丁目1番11  
名 称 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社  
代表者 理事長 田名網 陽 子

エ 宝塚市立高司グラウンド

委員ごとの評価点合計において1位の判定をした委員の数については、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社が4人中4人でした。

また、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社の総評価点は480点満点中356点（74.2%）で、必要最低点数288点（60%）を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を宝塚市立高司グラウンドの指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所 宝塚市小浜1丁目1番11  
名 称 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社  
代表者 理事長 田名網 陽 子

(2) 選定理由

ア 宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館

(公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社)

- (ア) 市のスポーツ振興の基幹施設として、当施設36年の管理実績を基に安心・安全な施設管理を引き続き行える団体として評価する。
- (イ) 公益財団法人として、利用料収入等の剰余金を内部留保せずに広く市民がスポーツの機会をもってもらうための事業を実施し、さらに施設の保全維持管理に取り組んでいる。
- (ウ) 災害時における活動支援の拠点施設として、緊急時の危機管理体制が確立しており、又阪神淡路大震災の災害対応を経験した職員も在職し、災害対応のノウハウが活用できる。
- (エ) 100以上の自主事業教室の開催については、利用者アンケートを確認することや、他市スポーツ施設の情報を収集して、現在の宝塚市の高齢者層・親子層・子供層のニーズに合う教室を開催している。

イ 宝塚市立高司グラウンド 及び ウ 宝塚市立売布北グラウンド

(公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社)

(ア) 候補者は、過去に両施設の指定管理者としての実績があり、かつ長年にわたり、市内の社会体育施設の運営や経営を担ってきた実績で培った、能力・技術・経験を有している。

(イ) 候補者は、宝塚市のスポーツ振興の基幹施設である、宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館の指定管理者候補者であることを生かし、より多くの市民と利用者の、意見やニーズを反映した管理運営が期待できる。

(ウ) 前回、指定管理者に選定されなかったことを教訓として、現在の指定管理者の事業を継続しつつ、市民還元事業として他者とは異なる事業提案に工夫がみられた。

(エ) 市内スポーツ団体との長年の関係性を活かした当該施設の運営により、スポーツ人材育成と人材交流につながることを期待できる。

エ 宝塚市立花屋敷グラウンド

(国際ライフパートナー株式会社)

(ア) 利用者の声を聞いて、指定管理者として新たにテニスコートに夜間照明を設置する考えが有り、施設の更なるサービス向上、利用率アップが期待できる。

(イ) 引き続き、近隣住民や関連団体との良好な関係が期待できる。

(ウ) 他の指定管理施設との連携を行い、新たな利用者獲得が期待できる。

#### 4 選定に当たって

当該団体等を指定管理者の候補者として選定するに当たり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

##### (1) 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社(宝塚市立スポーツセンター及び末広体育館)

ア スポーツ施設の指定管理者として、これからのスポーツ界の変化を時機適切に捉え、利用者を含めた市民サービスの向上のため、人材育成をはじめとした研修や調査、研究事業を通じて、今以上の更なる改善意識を持って行動すること。

イ 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社が基幹施設の指定管理者であり、宝塚市のスポーツ振興を職員全員が担っていくという意識をもって、市民や利用者の満足度を高める取り組みを、引き続き続けること。

ウ 公益財団法人であることを踏まえ、収益事業の拡充を行い、収益金を維持管理や市民サービス向上に充てる循環形態の構築を目指すこと。

(2) 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社

(宝塚市立高司グラウンド並びに宝塚市立売布北グラウンド)

ア 現在の指定管理者の良いところを継承したうえで、更なる施設の魅力と利用率を高めるような運営管理をすること。

イ 利用者のニーズ及び、地域のニーズを把握することで自主事業を充実させ、スポーツを通じて、あらゆる市民サービスの向上に結びつけること。

ウ 公益財団法人であることを踏まえ、収益事業の拡充を行い、収益金を維持管理や市民サービス向上に充てる循環形態の構築を目指すこと。

(3) 国際ライフパートナー株式会社 (宝塚市立花屋敷グラウンド)

ア 現状維持で満足せず、管理する施設の特徴を活かしたサービスの拡充や新しいチャレンジングなスポーツ事業を検討すること。

イ 大会利用者と一般利用者との円滑な施設利用について、更なる取り組みを期待する。

ウ 事業収益を活かし、市民サービスや施設の維持向上に結びつけること。

市立売布北グラウンド指定管理者選定  
審査結果表

団体等名称	1位の判定をした委員数	総評価点(480点満点)	得点率
公益財団法人宝塚市 スポーツ振興公社	4	363	75.6%
	0	341	71.0%
	0	290	60.4%

市立売布北グラウンド指定管理者選定  
審査結果内訳(公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社)

評価項目	採点項目	配点 合計	得点 合計	A委員	B委員	C委員	D委員
公平性	市民の平等な利用が確保されていること	80	64	16	16	20	12
	設置目的が達成されるものであること	40	32	8	8	10	6
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	40	32	8	8	10	6
効果性	施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること	80	60	16	16	16	12
	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	40	30	8	8	8	6
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	40	30	8	8	8	6
効率性	管理運営経費の縮減	80	54	12	12	18	12
	経費縮減のための具体的な方策があるか	40	26	6	6	8	6
	適正な収支計画と認められるか	40	28	6	6	10	6
管理運営能力	施設の安定した管理運営	100	79	19	22	19	19
	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	20	15	4	4	4	3
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	20	16	4	4	4	4
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	20	14	3	4	3	4
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	20	17	4	5	4	4
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	20	17	4	5	4	4
維持管理能力	施設の適切な維持管理	60	44	9	11	15	9
	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	40	30	6	8	10	6
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができること	20	14	3	3	5	3
特殊性	施設の特異性(スポーツ施設の持つ様々な特性の生かし方)	80	62	16	16	16	14
	スポーツ振興に対する理解があり、スポーツに関する市民団体及び指導者の育成・支援を図ることが出来るか	20	16	4	4	4	4
	スポーツ施設における建設的な利活用を図ることができるか	20	16	4	4	4	4
	自主事業の提案において目標と計画があり、収支に対する考え方が明確かつ実効性があるか	20	15	4	4	4	3
	各種団体や関係機関との信頼関係が構築され、事業運営等における連携・協働が期待できるか	20	15	4	4	4	3
合計		480	363	88	93	104	78

市立売布北グラウンド指定管理者選定審査表(評価点集計表)

評価項目	採点項目	配点 合計	評価点		
			(公財)宝塚 市スポーツ 振興公社		
公平性	市民の平等な利用が確保されていること	80	64	62	52
	設置目的が達成されるものであること	40	32	30	24
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	40	32	32	28
効果性	施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること	80	60	56	46
	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	40	30	28	24
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	40	30	28	22
効率性	管理運営経費の縮減	80	54	52	50
	経費縮減のための具体的な方策があるか	40	26	26	24
	適正な収支計画と認められるか	40	28	26	26
管理運営能力	施設の安定した管理運営	100	79	73	58
	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	20	15	14	12
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	20	16	14	13
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	20	14	13	10
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	20	17	16	12
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	20	17	16	11
維持管理能力	施設の適切な維持管理	60	44	42	34
	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	40	30	28	22
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができること	20	14	14	12
特殊性	施設の特異性(スポーツ施設の持つ様々な特性の生かし方)	80	62	56	50
	スポーツ振興に対する理解があり、スポーツに関する市民団体及び指導者の育成・支援を図ることが出来るか	20	16	15	13
	スポーツ施設における建設的な利活用を図ることができるか	20	16	15	13
	自主事業の提案において目標と計画があり、収支に対する考え方が明確かつ実効性があるか	20	15	13	11
	各種団体や関係機関との信頼関係が構築され、事業運営等においての連携・協働が期待できるか	20	15	13	13
合計		480	363	341	290

## 法人等の概要

項 目	内 容		
法人等名	公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社		
代表者氏名	理事長 田名網 陽子 ※履歴書添付のこと		
設立年月日	昭和62年4月1日(平成24年4月1日に公益財団法人に移行)		
資本金(千円)	0 円		
役員構成・氏名	別紙のとおり		
従業員数	従業員総数	18名	
	有資格者の保有状況	有資格者の種類、経歴等	人数
		普通救命講習 I	6 人
		体育施設管理士	6 人
		危険物取扱 乙種2,4,6種	1 人
		トレーニング指導士	1 人
		水泳指導管理士	1 人
		防火管理者	5 人
		日商簿記2級	1 人
		(公社)全国経理教育協会 簿記2級	1 人
日商簿記3級	1 人		
	食品衛生責任者	2 人	
経歴・実績	昭和62年 4月 1日 ~ 平成18年 3月31日 宝塚市立スポーツセンター等施設の管理運営受託(旧財団法人) 平成18年 4月 1日 ~ 現在まで 宝塚市立スポーツセンター、宝塚市末広体育館指定管理者 平成18年 4月 1日 ~ 現在まで 宝塚市立高司グラウンド指定管理者 平成25年 9月 1日 ~ 平成31年3月31日まで		

	<p>宝塚市立売布北グラウンド指定管理者  平成26年11月1日 ~ 平成29年3月31日まで  宝塚市立花屋敷グラウンド指定管理者</p>
<p>法人等概要特記  (業務内容等)</p>	<p>平成24年4月1日に財団法人宝塚市スポーツ教育振興公社から公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社に移行し、従来どおりの事業を引き継ぎ、今日までの36年間の経験と実績を活かしてスポーツ振興に取り組んでいます。定款に定めた目的を達成するために公益目的事業を主たる事業として、社会体育施設の管理運営事業やスポーツ及びスポーツレクリエーション等の振興事業を実施し、公益法人に求められる収支相償を念頭に経営に取り組んでいます。</p>
<p>応募業務のうち  主に担当する業務  (グループ応募の場合)</p>	

## 宝塚市立スポーツ施設条例（抜粋）

### （指定管理者の指定）

第18条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にスポーツ施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、スポーツ施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容がスポーツ施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） スポーツ施設の管理を安定して行う能力を有していること。